明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表第1第2章の5中「42,060円」を「42,720円」に、「21,030円」を「21,360円」に改め、同章の8の(1)の表を次のように改める。

	児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
1級地	22,790円	1,800円	920円
在宅 2級地	21,200	1,690	850
3級地者	19,620	1,580	780
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者	18,990	1,530	750

別表第1第3章の1の(1)の表中「23,060円」を「22,680円」に改め、同章の2の(1)の表中「9,850円」を「9,690円」に改める。

別表第6の1の表中「246,000円」を「247,000円」に改める。

別表第6の3中「5,500円」を「5,600円」に改める。

別表第7の1の表及び2中「76,000円」を「77,000円」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第六号中「施設」の下に「（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加える。

○厚生労働省
経済産業省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第三条第一項の規定に基づく福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針（平成五年厚生通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

第一の一中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第二の一中「第七条第十五項」を「第五条の二」に改める。

第二の二中「、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づく指定法人（以下単に「指定法人」という。）」を削り、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改め、「指定法人や」及び「、指定法人」を削る。

第三の一の（一）中「指定法人の行う研究開発助成や」を削り、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三の一の（二）中「国立身体障害者リハビリテーションセンター」を「国立障害者リハビリテーションセンター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合開発機構」に改める。

第三の二の（二）中「指定法人及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が相互に連携して」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が」に改める。

第五の一中「、指定法人の情報提供や協力を得ながら」を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百三十九号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定二十六―二十六	ヰ碇ヶ関二号	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十五	エ深浦四号	すぎ	岩手県滝沢市大崎九十五番地　独立行政法人森林総合研究所東北育種場	三	独立行政法人森林総合研究所　茨城県つくば市松の里一番地
特定二十六―二十七	エ大間四号	〃	〃	二	〃
特定二十六―二十八	ケ三戸七号	〃	〃	五	〃
特定二十六―二十九	エ脇野沢三号	〃	〃	三	〃
特定二十六―三十	エ花巻五号	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十一	ケ三島五号	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十二	ケ直江津市一号	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十三	ケ遠田二号	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十四	エ中新田二号	〃	〃	三	〃